

7. オランダ

(1) オランダクライムストッパーズの概況

導入の経緯

「Meld Misdaad Anoniem (通称“M”)」は、2002年に試験的に導入され、2004年より本格的に開始されたオランダ版クライムストッパーズである。「Meld Misdaad Anoniem」とは、オランダ語で「匿名による犯罪情報の通報」という意であり、組織の名前に「匿名」というキーワードを入れることで、クライムストッパーズの最大の特長である、匿名による通報を市民にアピールしている。また、オランダ語を用いることで、市民が親しみやすい名称となっている。

Mは全国共通の通報番号(0800-7000)を使用しており、1箇所の中央事務局と38箇所の事務所にて8時から24時まで通報を受付けている。1日に寄せられる通報は150件から250件であり、そのうちの30件から50件は警察や民間企業等の第3者へ転達される。通報はオランダ語、英語、アラビア語の3ヶ国語で受け付けられており、オランダ語を話さない外国人も通報することが可能である。

アラビア語のポスター¹¹²



¹¹² Meld Misdaad Anoniem ウェブサイト (URL : <http://www.meldmisdaadanoniem.nl/>)

報奨金制度を導入しないクライムストッパーズ

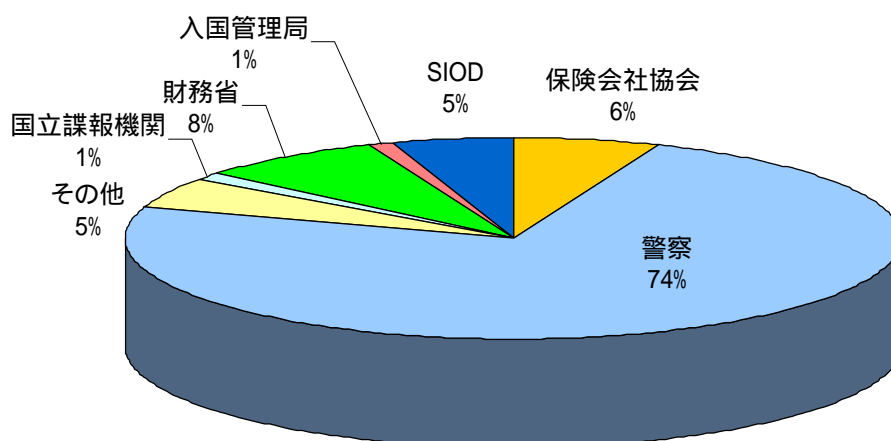
M は、世界で唯一報奨金制度を導入していないクライムストッパーズである。M のヘンク・ムンティング代表によると、オランダ人にとって、情報提供の見返りに金銭を受け取ることは、第二次世界大戦時にナチスドイツに協力した密告者を連想させる非常に嫌悪感を覚える行為であり、クライムストッパーズをオランダに導入することが決定した際にはそのような国民感情を考慮し、報奨金を支給しない制度を設立した。ムンティング代表は、犯罪に関する情報提供は市民の善意 (good will) に基づいて実施されていることから、報奨金を支給しなくても M は機能していると述べている¹¹³。

なお、2007年3月からクライムストッパーズを導入する予定のインドにおいても、報奨金は支給されない予定である。これは、報奨金目当ての通報や犯罪の増加を未然に防ぐための方策である¹¹⁴。このように、報奨金の支給の有無は、地域の文化や社会、国民意識等考慮しながら柔軟に設定されている。

通報内容の転達先

米国、英国、カナダ、オーストラリアにおいては、通報情報は警察のみに転達されているが、オランダでは民間企業や諜報機関にも情報が提供されている。例えば、オランダで社会問題となっている盗電に関する情報 (盗電が行われている場所、犯人等) が寄せられると、M は電力会社へ通報情報を提供、盗電防止に貢献する。また、クレジットカード詐欺等に関する情報が寄せられると、保険会社へ情報を伝え被害拡大を防いでいる。政府機関である国立諜報機関 (National Intelligence Service) にも通報情報を提供しており、主にテロ関連の情報が諜報機関に提供される。社会情報捜査機関 (Social Intelligence and Investigation Service : SIOD) はオランダ社会雇用省内の機関であり、社会福祉や雇用関連の詐欺や違法行為に関する情報を収集している。M は SIOD にも情報を提供している。

通報情報の転達先¹¹⁵



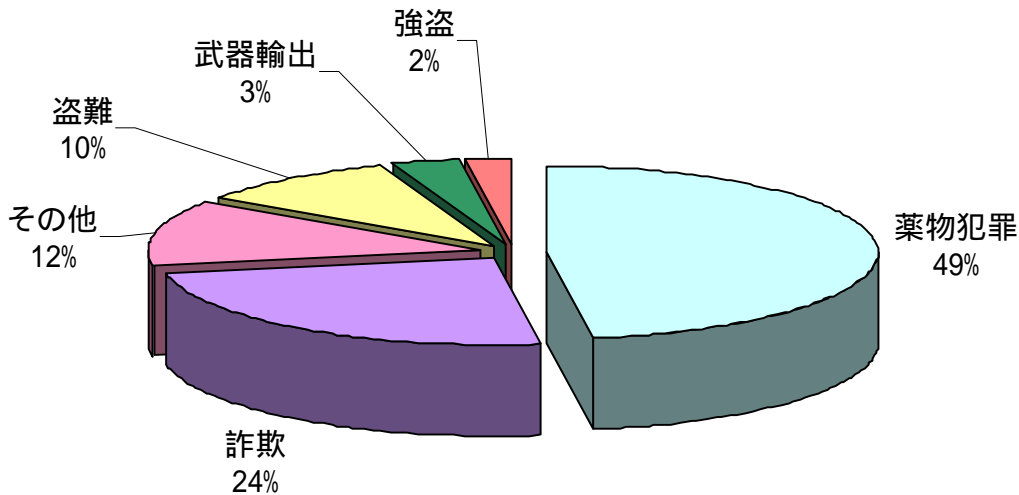
¹¹³ Meld Misdaad Anoniem 代表者、Henk Munting 氏。

¹¹⁴ Crime Stoppers India Foundation Gandhi P.C.Kaza 氏。

¹¹⁵ アルバカーキ国際会議 Meld Misdaad Anoniem 発表資料より MRI 作成。

通報情報の中で最も多いのは薬物犯罪に関する情報であり、通報件数の半数以上を占めている。次いで多いのはクレジットカードや保険金の詐欺罪で、全体の22%を占める。さらに、盗難、強盗、武器輸出（weapon trading）に関する情報も寄せられている。

2006年に提供された通報内容の内訳¹¹⁶



財源

Mの財源は主に中央政府及び保険会社協会である。

- 法務省 (Ministry of Justice)
- 内務・王国政務省 (Ministry of Interior and Kingdom Relations)
- 警察長協会 (Association of Chiefs of Police)
- 保険会社協会 (Association of Insurers)

キャンペーン活動の費用は警察から提供されている。また、国立諜報機関も通報情報の提供に対する報償として、助成金を支給している。

広報活動

Mは空港や路面電車等の公共交通機関と連携し、大規模な広報活動を展開している。アムステルダム・スキポール空港では、ビル一面にMの看板を掲げオランダへの入国者に対しても、Mの存在をアピールしている。さらに、現在同時進行で8つの異なるキャンペーンを展開しており、これらのポスターや絵葉書をレストランやバー等に配布し、匿名による情報提供を募っている。

¹¹⁶ アルバカーキ国際会議 Meld Misdaad Anoniem 発表資料より MRI 作成。

アムステルダム・スキポール空港の看板¹¹⁷

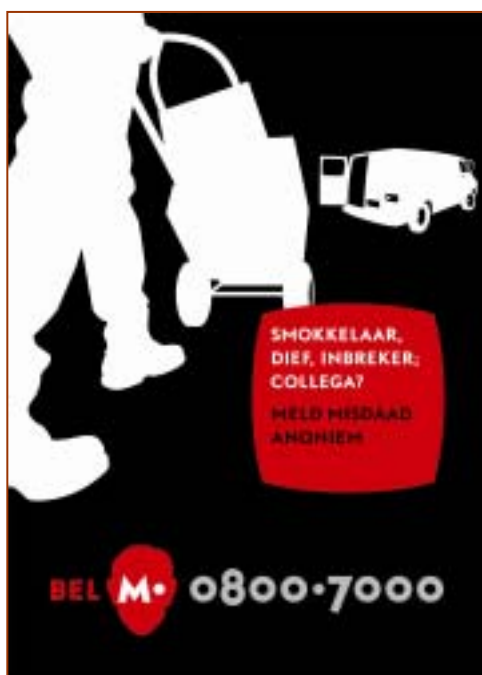


通報番号とロゴが描かれた
路面電車¹¹⁸



キャンペーンポスター¹¹⁹

盗難防止



違法花火防止



¹¹⁷ Meld Misdaad Anoniem 提供。

¹¹⁸ Meld Misdaad Anoniem 提供。

¹¹⁹ Meld Misdaad Anoniem 提供。

人身売買撲滅キャンペーン

オランダでは近年、人身売買が深刻な社会問題となっていることから、Mでは人身売買に関する情報提供を求めるキャンペーンを実施している。オランダでは売春が合法化されている一方で、売春婦への暴力や劣悪な環境下での労働の強要、人身売買等が問題となっており、Mはこのような違法行為を発見した際は、匿名で通報するように市民に求めている。

人身売買撲滅キャンペーンポスター¹²⁰



¹²⁰ Meld Misdaad Anoniem 提供。

8. 日本におけるクライムストッパーズ導入の可能性

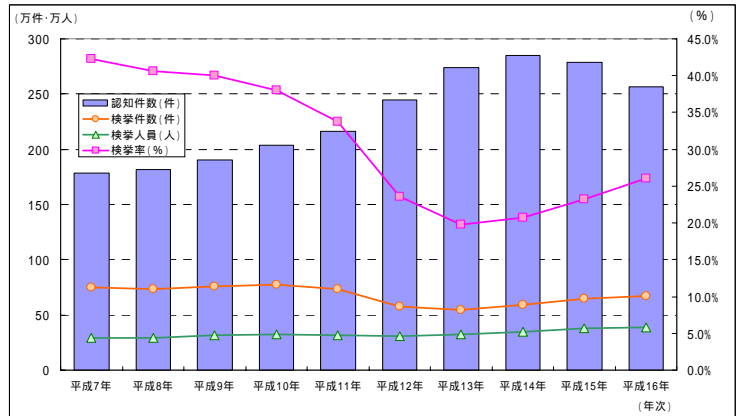
(1) 安全・安心な社会を実現することへの当事者意識醸成

官民協業による治安維持活動の必要性

近年、刑法犯の認知件数は微増傾向にあり乍、その検挙率は低減傾向にある。刑法犯の検挙率は、昭和20年代以降、60～70%台で推移してきたが、平成年代に入って50%を割り込むようになり、平成13年には19.8%と過去最低を記録、平成16年には若干微増となったものの26.1%に止まった¹²¹。

現在、我が国では、官民連携した「安全・安心なまちづくり」の全国展開が推進されており、3つの重点課題別に61の推進施策が策定されている¹²²。その中で、地域住民が警察による取締りのみに依存することなく、自ら地域安全情報の発信を行う等の機運が高まっていることを受け、警察も犯罪情報等の提供を行うことが提案されている。このように、一般地域住民による社会治安維持への参加意欲の高まりを受け、さらなる犯罪撲滅への努力として、一部の諸外国が既に導入しているクライムストッパーズのような犯罪関連情報の通報制度の導入を検討する時期が到来しているものと考えられる。

刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成7年～平成16年）



クライムストッパーズの理念と日本の社会風土の融合

従来、日本においては、町会や自治会が派出所・駐在所と共同で、地域の治安維持活動を展開してきたが、多くの自治体においては、都市化の進展と人口流動の加速化とともに、地域住民相互の人間関係が希薄となり、隣組や回覧板といった地域ぐるみの防犯活動が衰退していく傾向にある。さらに「事件に関わりたくない」、「誰かが通報する」、「警察に任せておけばよい」といった治安維持に対する当事者意識の欠如が、警察への情報提供を阻害する要因となっている。警察へ情報を提供することにより、事情聴取を受けたり、裁判において証言を求められるのではないかと懸念をもつ市民や、犯罪組織からの報復を恐れる市民が多いものと思われる。クライムストッパーズは、通報者の匿名性を担保することで、このような市民の不安を取り除き、捜査に貢献し得る情報を市民から引き出そうとするものである。

また、匿名による通報という形態によって地域の治安維持活動に参画することにより、市民の間に自らの力で安全・安心な社会を築こうとする意識が芽生え、市民による積極的な治安維持活動への参加が実現するものと考えられる。

¹²¹ 『警察白書』平成17年版よりMRI作成。

¹²² 『警察白書』平成17年版。

(2) 高い意識を保持する専門組織の設立が必要

専門組織の設立の必要性

我が国にクライムストッパーズ制度を導入する際には、既存の団体に業務を委託するのではなく、クライムストッパーズの活動を専門に実施する独自の組織を設立することが望ましい。

クライムストッパーズの仕組みの中でスタッフが扱う通報の内容は全て機密事項あるいは個人情報に類するものであることから、スタッフの適確性審査及び守秘義務契約を徹底することが求められる。トロントクライムストッパーズにおいては、警察から派遣されるコーディネータを含むスタッフ全員に対して毎年適確性審査を実施することが義務付けられており、犯罪歴調査が行われている。通報受付業務の従事者はクライムストッパーズに寄せられる情報が機密事項であることを理解し、注意を払いながら情報を処理する必要があるため、訓練や研修を受講しなければならない。このような研修メニューの策定や運用は、専任の組織においてのみ効果的なオペレーションが実現するものである。

また、クライムストッパーズの業務は匿名による通報の受付に留まらず、知名度向上のための広報活動や、活動資金を確保する為の資金調達活動等多岐にわたる。市民がクライムストッパーズの活動に関する理解を深めていくこと、社会全体に通報番号が普及すること、がクライムストッパーズ成功の第一条件となることから、効果的な広報活動を行うことが求められる。米国、英国、カナダにおいても、広報活動はクライムストッパーズの最も重要な活動の一つとして位置づけられており、地域イベントへの参加、学校や老人ホーム、コミュニティセンターでの講演活動、チャリティ・ディナーやスポーツ大会の開催、寄付金の呼びかけ等、様々な活動が実施されている。このような活動を展開する為には、広報活動を担当する専属スタッフや多くの市民ボランティアが必要となり、それらの人材を適切に管理する能力も求められる。

このように、クライムストッパーズが日本において成功を収めるためには、多くのスタッフおよび関係機関の協力が必要となることから、運営主体たるクライムストッパーズ・ジャパンの組織は、当事者意識を強く持った独立組織でなければならない。既存の組織に付随させる形態では、担当者の当事者意識が稀薄となり、クライムストッパーズの活動が拡大しないことも懸念される。また、専門団体であるからこそ、「業務に対する専心性をアピールしやすく、周囲の協力を得られやすい」という側面を無視することはできない。また、クライムストッパーズ制度の円滑な運営には、CSI との連携が必要かつ不可欠であることから、新組織のスタッフには、一定の国際感覚と語学力を有し、CSI において一定の研修を受講した経験者を充てることが望ましい。

警察との緊密な連携の必要性

古くから教会による慈善活動が活発に行われ、慈善団体による活動が社会に定着している欧米諸国と比較し、我が国においては慈善団体や非営利活動法人（NPO）の活動は未だに馴染みが薄いという現状がある。我が国では、1995年の阪神淡路大震災が契機となり、1998年特定非営利活動推進法（通称NPO法）が施行されたことを受け、NPOとして登録する団体数が急増しているものの、それらの団体の社会における信頼度は十分に確立されていないのが現状である。警察との連携体制を構築することは、クライムストッパーズが公的機関と正式な協力関係にあることを示すものであり、組織の信頼性を高めることに寄与すると考えられる。

また、米国、英国、オーストラリアにおいては、現職の警察官若しくは警察OBが通報を受付けることが一般的であり、警察官としての経験やノウハウをいかにしながら、通報者からの情報を処理している。北米に設置されている支部の一部では、通報の受付業務を民間企業に委託しているが、民間コールセンターのオペレーターが対応した情報に通報者からの情報内容が十分反映されていないケースがあることから、クライムストッパーズから民間コールセンターへ、オペレーターの研修を徹底させるよう指摘する場合もある（犯人が逃走した地区名は記録されているが、方角が記録されていない等）。このように、捜査の経験がないオペレーターが通報者から入手する情報と、警察経験者が聴取する情報とは量、質ともに警察経験者が優れていることは実績の示しているところであることから、クライムストッパーズは警察との連携体制を構築しやすい組織形態にすることが望ましい。諸外国においても、クライムストッパーズは、形式上は警察とは別の組織となっているものの、実態をみると警察と非常に緊密な関係にある。例えば、米国クライムストッパーズ規約第3章E項には、クライムストッパーズ理事会のメンバーに現職の警察官をコーディネータとして加えることが規定されているほか、英国およびオーストラリアにおいては、匿名通報の受付業務を行う後方事務局（バック）機能は警察官が担当することとなっている。メディアに対する広報活動や資金調達活動を行う事務局（フロント）は市民から構成される理事会メンバーやボランティアスタッフが担当しており、明確な役割分担がなされている。

警察と協力することで、警察内部におけるクライムストッパーズの認知度を高めることも可能となる。クライムストッパーズ制度を成功させるためには、クライムストッパーズよりの情報提供を受ける警察側もクライムストッパーズについての理解を深める必要がある。特に、通報者の匿名性を確保する為には、警察が制度を十分に理解することは不可欠となる。例えば、捜査の過程においてクライムストッパーズに寄せられた通報に基づき被疑者が検挙された場合には検挙に貢献した情報源を開示しないことや、匿名情報をメディアに流出させないこと等が重要である。現職の警察官や警察OBがクライムストッパーズの一員として活動することで、これらの重要事項に関して警察内部での理解が促進されることが期待される。

さらに、警察は、捜査の進捗状況について、逐次、クライムストッパーズに対し報告しななければならない。クライムストッパーズへのフィードバック率は各国ともに低迷し

ており、米国、英国、カナダ、オーストラリアにおいては、警察から捜査の進展状況に関する報告を受けることが大きな課題の一つとなっている。警察からのフィードバックには、クライムストッパーズが警察へ提供した通報情報が捜査のどの過程において効果を発揮したのかが記されており、これらのフィードバックをもとにして、クライムストッパーズ理事会は報奨金を支払ったり、広報活動に必要な統計（検挙数、押収された薬物、物品の総額等）を整理するのである。警察内部においてクライムストッパーズの認知度が低ければ、クライムストッパーズ側から有力な情報が提供されたとしても、警察側からクライムストッパーズに対して捜査の進捗状況が報告されなかったり、捜査の過程で通報者の特定につながるような情報が公表される可能性が残る。このような事態を未然に防止するため、クライムストッパーズと警察の間では、常時積極的な交流の機会を設け、相互理解の促進に努めなければならない。一部には、警察組織との距離を置くことによって、より多くの情報収集が実現されるとの議論もある。しかしながら、クライムストッパーズが提供を受ける情報は、あらゆる事案に関するものであり、また、必ずしも内部通報者による事案のみを受け付けるものでもない。提供された情報が社会治安の維持に活用されることは自明であり、そのために警察組織が関与することは誰の目にも明らかである。したがって、表面的に警察組織の関与を否定することは説得力を有さず、むしろ、クライムストッパーズと警察組織とのタイアップによって、提供された情報が有益に活用されるものであることをアピールすることの方が、制度運営の観点からは、より効果的であるものと思料される。

国際組織 CSI への加盟

2007年3月よりインドのハイデラバードにおいてクライムストッパーズが導入されており、CSI はインド支部の設置を全面的に支援している。クライムストッパーズ立ち上げの際には多大な労力を必要とすることから、各国における先行経験を活用し得るメリットは大きい。また、CSI が主催している国際会議や、研修に参加することで海外支部とのネットワークが構築されるほか、近年、犯罪のボーダーレス化が進んでいることに鑑み、中長期的には、国際的な犯罪情報の共有・通報システムを各国間で民間ベースによって展開していくこと等も考えられる。

CSI は国連の経済社会理事会が行う協議の一部に参加することが可能な「特別諮問資格」を有しているほか、犯罪や薬物を取り締まる国連の専門機関である UNODC と共同で薬物の密輸や人身売買の取締り強化活動を展開する等、その活動は国際的に認知されている。このように、国際的に高い評価を受けている CSI の一員となることは、我が国において立ち上げが検討されている新組織の信頼性の向上につながるものと考えられる。

(3) クライムストッパーズの象徴である報奨金制度は維持

宣伝効果としての報奨金

クライムストッパーズの特徴は匿名性の確保と報奨金の支払いであるが、報奨金システムはクライムストッパーズ導入（CSI 加盟）のための必要条件ではない。クライムストッパーズを導入している諸外国のうち、2002年に支部を設立したオランダと、2007年3月より新たに制度を導入するインドの2カ国においては、報奨金システムの導入が見送られた。他方、クライムストッパーズ発祥の地である米国においては、設立当初の1976年から今日に至るまで、報奨金システムは通報を呼び込む為のインセンティブとして機能してきた。米国において、設立以来30年間で支給された報奨金は1,000億円以上に上っており、その金額からも報奨金がクライムストッパーズの重要な要素であることが明らかである。他方、カナダや英国、オーストラリアにおいては、米国同様に報奨金システムが導入されているものの、実際に報奨金の受け取りを申請する通報者は僅少である。英国、カナダ、オーストラリアにおける報奨金の支給率は、英国約3%、カナダ（トロント）約30%、オーストラリア4%未満と、各国ともに低調である。通報者の大半は、情報提供後に事案の進捗状況をクライムストッパーズに問い合わせ、報奨金を受取るためのプロセスへ進もうとすることはなく、このように通報者にとっては報奨金を受け取ることが通報のインセンティブとして機能していない。

報奨金の支給額は日本円換算にして数万円～20万円前後であり、最高額が支給されるのは殺人事件や強姦事件といった重大犯罪に限定されている。オーストラリアでは最高額が1,000オーストラリアドル（約9万円）と比較的小額であるが、英国においては1,000ポンド（約23万円）となっている。

凶悪事件に関する情報提供者に謝礼金を約束し情報を収集することは、我が国においても行われてきたことである。松山ホステス殺害事件では、情報提供者に対して100万円の報奨金が支払われたほか、世田谷一家殺害事件では、最も有力な情報を提供した通報者に300万円の謝礼金が支払われることとなっている。

クライムストッパーズ制度において想定されている報奨金額は、10万円から25万円程度であり、我が国において数百万円規模で用意されてきたこれまでの謝礼金と比較して小額であることから、金銭面でのインセンティブにはならない。しかしながら、従来の謝礼金は匿名での受け取りが不可能であったため、匿名での報奨金支払いが前提となっているクライムストッパーズの制度は、通報を行う上での動機付けとなり得る。クライムストッパーズの当事者達は、「通報者の多くは善意に基づき情報を提供していることから、高額な報奨金は必要ない」と考えている。

我が国のクライムストッパーズに報奨金システムを導入するか否かは、各国の現状を参考とし、我が国の国民性を考慮しながら検討する必要があることは議論を待たない。しかしながら、「報奨金の支払い」はクライムストッパーズの象徴的な制度であり、制度普及のための広報・広告的な効果は大きい。報奨金目当ての不確実な情報提供を排除するためには、上限を10万円程度に抑制することが効果的であるが、各国において、報奨金の支給実績が低迷していることと、我が国において報奨金制度の導入を回避することは直結しないものと考えられる。我が国においては、「善意（この場合は情報提供）を金

品に交換する」ことには抵抗感を示す向きもあることは容易に推察される。であるからこそ、報奨金制度を伴ったクライムストッパーズの導入は、社会・地域住民に対して強いインパクトを与え、クライムストッパーズの早期の普及と円滑な運営が実現するものと期待される。

報奨金システムを取り巻く課題

報奨金システムを導入することによって、通報者が犯罪者であった場合には、犯罪者に対して報奨金を支払う可能性を指摘する声が出るのが予想される。欧米諸国においては、「重要なのは情報の内容であり、誰が提供したかではない」との基本的な思想があり、仮に犯罪者に報奨金を支払うこととなっても、倫理面の問題は少ないとの考え方が定着している。さらに、暴力団、マフィアや犯罪組織の一員からの情報提供は、主に対抗する勢力の弱体化を目的としているケースが多いことから、実際に報奨金が支払われることは稀であるという。クライムストッパーズ制度は、暴力団に関する情報のみならず、人身売買や児童虐待、ひき逃げ等多種多様な犯罪に関する情報を収集することを目的としており、それらの情報を提供する通報者が犯罪組織の一員である確率は極めて低いものと考えられる。

また、報奨金制度を導入する際には、現行法規の制約を見直す必要に迫られる可能性がある。2003年より試行されている「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」によって、金融機関において取引を行う際には、個人を特定する身分証明書の呈示が義務化された。これをうけて、銀行や郵便局において顧客の本人確認が厳しく行われることとなり、通報者の匿名性の維持と報奨金の支払いを両立させることが困難な状況にある。クライムストッパーズ制度を導入するにあたり、法改正を念頭に置きながら検討を行うことが望まれるが、当面は金融機関以外の機関を利用した報奨金の支払方法を検討することが有用である。カナダでは郵便局の私書箱サービスを報奨金の受け渡しに使用しているケースがあるが、我が国においても、銀行や郵便局に限らず、様々な機関の利用を視野に入れながら報奨金の支払いシステムを模索していくことになるだろう。

(4) 財源確保は公的資金と民間資金の併用で行う

公的資金の投入

クライムストッパーズ制度は、市民から情報を収集し警察の捜査に協力するという公益性の高い事業であることから、公的資金の投入については国民の理解を得やすいものと考えてよい。全国的な広報活動を展開し制度の定着を図るためには、導入後数年間にわたり相当額の広報活動経費が発生することが予測されることから、潤沢な財源が必要となる。設立当初は、民間資金が潤沢に集まるまでの時間ロスを考慮し、当面の間、公的資金の投入が必要となる。

クライムストッパーズの経費の大部分は事務所経費、人件費、活動資金および広報活動費であり、報奨金が経費に占める割合は少ない。例えば、英国においては2006年度の活動資金内訳をみると報奨金の支出は全体の1%となっており、報奨金の支払いがクライムストッパーズ財政に課す負担は軽微なもののみられる。新組織の立ち上げ直後は広報活動を重点的に展開する必要がありテレビ、ラジオ、新聞広告、公共交通機関へのポスターの掲示等、大規模なキャンペーン活動を展開することになり、さらに普及グッズの作成等、迅速な事業展開を行うためにも公的資金の投入が必要となる。

民間資金の獲得

オーストラリアのビクトリア州では、民間企業の手スポンサー（モトローラ社）の協力を得られることとなったため、小規模な資金調達活動（チャリティー等）に労力を割かれることなく効率的なキャンペーンを実施することが可能となった。社会の治安維持活動に資金を提供することは、企業が社会的責任を果たしていることをアピールするに十分なPR効果が期待できることから、企業にとっての戦略的なCSR活動として位置づけられるということ、クライムストッパーズ側から積極的に企業に働きかけるべきである。

(5) クライムストッパーズ・ジャパン構想

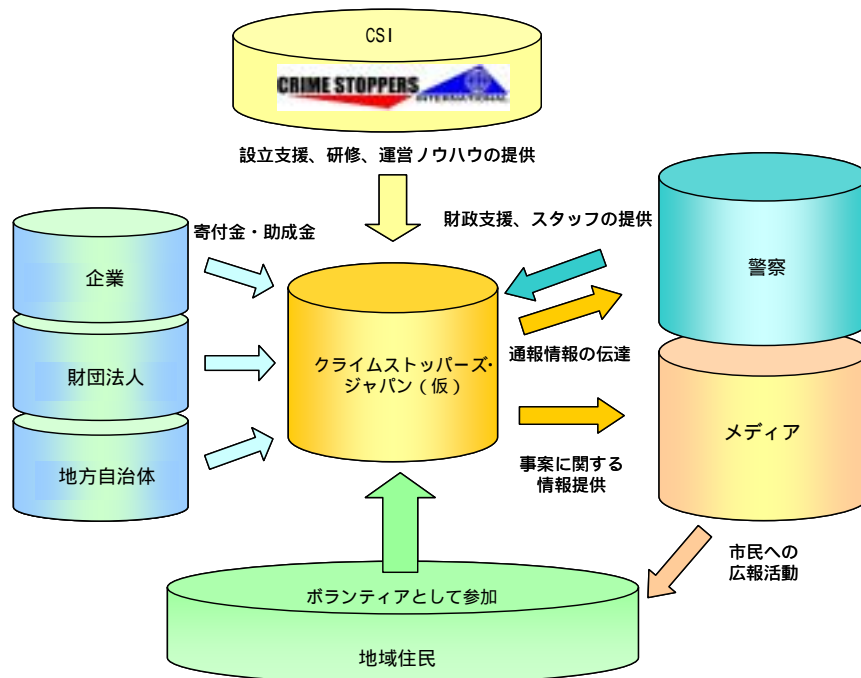
組織・体制

市民からの情報提供を受ける立場として、開かれた組織としなければならない一方で、扱う情報の内容は機微に触れるものも多いことから、通報情報にアクセスできるスタッフはある程度限定されなければならない。通報受付業務は、現職の警察官および警察OBスタッフによるチームが中心となって対応し、市民ボランティアは資金調達活動や広報活動を担当する。組織はあくまで市民団体であることから、運営方針の決定を行う理事会メンバーは市民を中心に構成される。

諸外国のクライムストッパーズと同様に、警察は現職の警察官をコーディネータとしてクライムストッパーズへ派遣する。コーディネータは警察とクライムストッパーズとのパイプ役として、双方の円滑な業務遂行のための調整を行う。理事会メンバー、通報受付を担当する警察OBチームのほかに、事務作業を行う事務局スタッフを若干名配置する。

理事会メンバー、通報受付スタッフおよびボランティアはクライムストッパーズ事務局との間で、毎年更新される守秘義務契約を締結するほか、適確性審査を実施する。理事会メンバーをはじめボランティアスタッフ全員に対し、通報情報の取り扱い方法について研修を行い、匿名性確保のためのマニュアルを作成、遵守の徹底を図る。

クライムストッパーズ・ジャパンイメージ図¹²³



¹²³ MRI 作成。

24 時間体制の通報受付体制の構築

匿名による通報の受付業務は 24 時間体制で実施することが望まれる。英国内務省が実施した研究結果によると、2005 年に 24 時間コールセンターが設立されるまで、クライムストッパーズに寄せられた全通報数のおよそ 15% が通報受付時間終了後や週末に寄せられた為、スタッフによって対応することができなかった¹²⁴。このような通報情報の取りこぼしが無いよう、深夜や週末にもスタッフを配置する必要がある。英国 24 時間コールセンターのスタッフによると、最も通報が集中するのは土曜日の深夜から日曜日の早朝にかけてであり、週末の深夜に通報が多く寄せられていることから、シフト制をとりながら夜間にも通報を受付けられる体制を構築することが必要である。

管区警察局レベルから県警本部レベルへ拡大

クライムストッパーズは、地域密着型の治安維持組織としての役割が期待されることから、各都道府県に支部を設置することが望ましい。とはいえ、全国展開に至るには相応の準備期間が必要であることから、当面、東京及び管区警察局レベルでの支部を設け、段階的に各県警レベルの支部を設置し、地域密着型の通報受付体制を構築することを目指す。東京や大阪等の大都市においては通報件数も多くなるものと予想されることから、相応の体制を構築する（人員や電話回線等の面で）。

金融機関との連携、報奨金の支払要領

(3) において言及したように、2003 年より試行されている「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」は、クライムストッパーズの報奨金の支払い方法の確定に一定の影響を与える。クライムストッパーズ制度においては、通報者の匿名性を維持することが最重要課題であることから、報奨金の支払いを、金融機関での受け渡し以外の方法で行うことも視野に入れて検討しなければならない。例えば、現在首都圏を中心に普及しはじめている、電子化コインロッカーの利用がある。東京上野駅にあるコインロッカーでは、荷物をロッカーに収納するとレシートが発行され、そのレシートに記載されている番号を入力すると扉が開く仕組みとなっている。警察がロッカーへ現金もしくは郵便小為替を収納し、レシート番号を通報者へ伝達、通報者は指定されたロッカーへ出向き、レシート番号を入力したうえで報奨金を受領する。警察が長期間ロッカーを借り上げることで、報奨金の受け渡し期間を一定期間設けることが可能となる。長期的にクライムストッパーズを定着させるためには、本人確認法の改正についても議論する必要があるが、法改正が困難である場合においても、代替の方法を検討する余地は充分にある。

¹²⁴ 英国法務省 “Evaluating the Impact of Crimestoppers, Home Office Online Report 22/03”, 2001 年。

全国統一の電話番号を導入

フリーダイヤルの電話番号を登録し、全国共通の通報番号として設定する。番号を登録する際は、数字や語呂を合わせ覚えやすい番号にすることが重要であり、また、通報番号はロゴマークに記載し、多くの市民の目に触れるようにする。

戦略的な広報活動を展開する

知名度を向上させるために、導入後数年間は重点的に広報活動を行う必要がある。クライムストッパーズ制度を導入している諸外国においても、広報活動は最も力を入れている分野であり、如何にしてクライムストッパーズを社会に浸透させるかが大きな関心事項となっている。広報活動の効果を高めるためには、地元メディアとの連携が必要となる。クライムストッパーズは、キャンペーンを行う際、地元新聞局の記者やテレビ局レポーター等を招致し、報道を依頼する。新聞やテレビから発信される情報によって、市民がクライムストッパーズに関心を持つことが期待される。

広報活動は、ターゲットとなる対象毎に形態を変える必要がある。例えば、トロントクライムストッパーズでは、高齢者に対する詐欺犯罪の撲滅をキャンペーンのひとつとしており、老人ホームを訪問し講演活動を行っている。その際配布するのは、薬ケースやウェストポーチ等高齢者からの人気が高いグッズであり、それらにはすべてクライムストッパーズのロゴや電話番号が記載されている。また、子どもや青年を対象とした広報活動では、塗り絵やマンガ、オンラインゲームといった手法を用いた、子どもが興味を持ちやすい内容となっている。その他にも、外国人を対象とした外国語による案内や、広く受け入れられやすいキャラクターの起用等、様々な工夫がなされている。

ポスターやパンフレットの作成、掲示も効果的な広報活動である。トロントクライムストッパーズでは2007年の広報活動目標に、トロント全域の公共のゴミ箱にクライムストッパーズのポスターを掲示することを掲げているほか、英国ではバス停にクライムストッパーズのポスターを掲載している。我が国においては、電車やバスの中吊り広告、交番の掲示板、学校・教育機関等にポスターを掲示することが考えられる。公共交通機関の活用については、車内の安全性向上効果を前面にタイアップを依頼する。また、企業によっては、「現金の支出（補助金・助成金の交付）は困難であるが、自社製品を活用した支援は広報活動にも繋がることから社内の理解も得られやすい」として協力を得られやすい側面がある。飲食品のパッケージ等に通報番号を印刷する等し、クライムストッパーズの活動に協力していることが企業イメージの向上に寄与することをPRしていくことが効果的である。

トロントクライムストッパーズグッズ



また、インターネット上にウェブサイトを立て広報活動を展開すること有効である。英国クライムストッパーズのウェブサイトは一日に平均1万5,000件の訪問者数を記録するサイトであり、インターネットが普及している今日において、ウェブサイトでの広報活動は非常に有効と考えられている。

広報活動案

- 公共交通機関へのポスター掲示
- テレビCM（公共広告機構との連携）
- 各種グッズを作成、販売、配布

匿名性を維持するための課題

匿名性を守るための法的根拠が必要となる。裁判の過程において通報内容の開示が要請された際、通報者の匿名性が担保されていないならば、安心して情報を提供するよう呼びかけることは困難である。英国やカナダにおいて認められている匿名による情報提供者の秘匿権は我が国においても認められるのか、検討する必要がある。クライムストッパーズの情報はあくまで警察による捜査の方向性を示す材料であり、通報情報が被疑者を検挙、起訴する際の証拠とはならないという点について、クライムストッパーズは司法関係者に対する研修やセミナーを開催し、理解促進に努めなければならない。

市民が警察へ情報提供することを躊躇する大きな理由は、事情聴取や裁判に巻き込まれることへの不安感にあると考えられている。そのような市民の関心事項は、報奨金の額にあるのではなく、如何にして匿名性が守られるのかにあることから、クライムストッパーズは通報者の匿名性がどのように確保されるのか、明示的に回答を与える義務があるものと考えなければならない。